

金融における生物多様性保全の潮流

国連生物多様性条約第15回会議開催を背景に、生物多様性保全にかかる目標設定や情報開示の進展が期待される。金融機関は、投融資判断やリスク管理に生物多様性保全を織り込むだけでなく、新たなファイナンススキームの開発機会と捉えるべきだろう。

2030年までの生物多様性保全の鍵となるCBD COP15

生物多様性保全への関心が高まっており、2022年12月には国連生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP 15¹⁾）が開催される。国連生物多様性条約は包括的な政府間協定で、196の締結国のもとで10年間の国家レベルの生物多様性目標を策定する。CBD COP15では「ポスト2020生物多様性枠組」の可決を目指している。これは、2030年までに生物多様性の減少を食い止め、回復に向かわせることを目標としたものだ。具体的には、2030年までに陸域と海域の30%を保護地域として保全する「30by30」のコンセプト²⁾のもと、「生物多様性への脅威の削減」「持続可能な利用と利益配分を通じ人々のニーズを満たす」「ツールと解決策」の三項目に沿って21の目標が検討されている³⁾。

当該枠組みのうち金融と関連深い目標として、資金調達の拡大が挙げられる。ドラフトでは、民間資金を含め資金源を少なくとも年間2,000億ドル確保することなどが検討されており、CBD COP15を機に官民からの資金調達が進むことが期待される。

生物多様性関連の開示やリスク管理の枠組み進展

CBD COP15と並行し、生物多様性に関する開示やリスク管理のフレームワークの整備が進んでいる。

特に注目されるのは、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）⁴⁾が2023年に公表予定の最終版フレームワークである。TNFDは、自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立さ

図表1 金融に関連する主な生物多様性関連イベント

年月	主な出来事	概要
2021年6月	TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）設立	・2021年6月 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）や世界自然保護基金（WWF）等の4機関により正式発足 ・2023年9月に最終版フレームワークを公表予定
2022年3月	NGFS 自然関連金融リスクに関する声明	・NGFSが「生物多様性の損失を含む自然関連リスクは、マクロ経済に重大な影響を与える可能性があり、金融安定に関わるリスクの源である」との見解公表
2022年12月	CBD COP15（国連生物多様性条約第15回締約国会議）	・第一部は中国・昆明（2021年10月）、第二部はカナダ・モントリオール（2022年12月）実施予定 ・「ポスト2020 生物多様性枠組」採択に向け各国でターゲットを交渉中

（出所）「生物多様性に係る企業活動に関する国際動向について（令和4年3月環境省）」等を基に野村総合研究所作成

れた国際的組織で、当該フレームワークによって金融機関にとって重要な投融資判断の材料となる企業情報の開示が進むことが期待される。TNFDの共同議長には国連生物多様性条約の事務局長が就任しており、CBD COP15の内容がTNFDにも影響すると考えられる。

また、金融監督当局においても、金融機関のリスク評価に生物多様性を考慮する動きがみられる。例えば、金融庁もメンバーである気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）は2022年3月に、生物多様性の損失がマクロ経済に重大な影響を与え、金融安定に関わるリスクがあるとの見解を示している。

生物多様性保全に取り組む上での課題

もっとも、生物多様性保全に取り組む上でいくつかの課題がある。第一に、生物多様性関連の指標をどのように測定するかだ。例えば、気候変動では炭素排出量という共通単位で測定できるが、生物多様性は単一指標で捉えることが難しい。また、ロケーションや業種を考慮す

NOTE

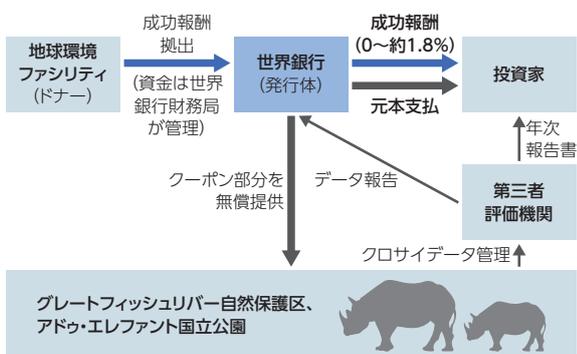
- 1) CBDはConvention on Biological Diversityの略称。なおCBD COP15は当初、2020年10月に開催が予定されていたが、新型コロナウイルスにより延期され、中国の昆明での第一部（2021年10月）とカナダのモントリオールでの第二部（2022年12月）に分けて開催されることとなった。
- 2) 日本では、環境省主導で「次期生物多様性国家戦略」が検討され、企業・事業者と連携した生物多様性保全の取り組みが多く推進されている。
- 3) The Secretariat of the UN Convention on Biological Diversity "FIRST DRAFT OF THE POST-2020 GLOBAL BIODIVERSITY FRAMEWORK"（2021年7月12日）
- 4) TNFDの「タスクフォースメンバー」には15か国34名が参画している。TNFDの特徴として、①自然への依存、インパクトをもとにマテリアリティを評価すること、②優先度の高い生態系と事業活動の相互作用をロケーションベースで評価すること、③気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）同様に4つの柱に基づいてリスクを把握すること、等が挙げられる。
- 5) HSBC Global Research, Dominic Kini, Green Bond & Credit Strategist "Green Bond Insights"（2022年10月7日）
- 6) 当該債券の発行額は1億5,000万ドル（発行価格は94.84%）で、5年後に満期償還される。なお当該債券の投資家は、米国資産運用会社Nuveen、クレディ・スイス証券とシティプライベートバンキングアレンジによる機関投資家、個人投資家等である。
- 7) World Bankプレスリリース「野生動物保護債（Wildlife Conservation Bond：WCB）を発行し、南アフリカのクロサイ保護と現地コミュニティを支援（2022年3月23日）」、「絶滅危惧種保護を資金使途とする世界初の「野生動物保護債券（2022年6月14日）」。

る特性に鑑み、金融機関は投融資先の事業所や活動ごとのデータを積み上げ、企業の取り組みを判断する必要がある。第二に、生物多様性にポジティブな影響を与えるには、従来の資金源やスキームでは限界があることだ。例えば、発行済みグリーンボンドの17%が資金使途に生物多様性保全を挙げているものの、定量化しやすい再生エネルギーなどの別用途に使われるケースも見受けられ、十分な資金源を確保できていない⁵⁾。

世界銀行が発行した 画期的な野生動物保護債券

様々な模索が続く中、生物多様性にポジティブなインパクトを直接的に与えることを目的とした、新たな債券発行の動きがみられた。世界銀行は2022年3月、クレディ・スイス証券幹事のもと、南アフリカのクロサイを保護する画期的な債券を発行した⁶⁾（図表2）。クロサイ保護に焦点が置かれた背景として、生態系全体の維持に重要なアンブレラ種であること、密猟等により絶滅危機に瀕していること、観光産業活性化や雇用創出により経済貢献が期待されること、等が挙げられる⁷⁾。

図表2 世界銀行によるWildlife Conservation Bond



(出所) The World Bank "Case Study Wildlife Conservation Bond mobilizes private capital to protect critically endangered rhinos"

発行体である世界銀行は、投資家へクーポンは支払わず、代わりにクロサイの保護活動に資金を充当する。具体的には、サイの増加率最大化を目指す保護区の管理者が、自然保全や適応管理を実施するために活用される。クロサイの保護活動が成功した際には、地球環境ファシリティとよばれる基金が成功報酬を拠出する。投資家は5年間の償還時にクロサイの増加率に応じた成功報酬と元本を受け取る。

これにより債券元本部分の安全性を担保しつつ、生物多様性保全事業へ投資するスキームを構築し、投資家からの資金呼び込みを可能にした。また、保護目標が達成された場合のみドナーが成功報酬を支払う新たなファイナンス手法であり、投資家と自然保護の双方の優先事項を満たすために資本市場を活用した好例といえよう。

金融機関にとって生物多様性は、投融資判断やリスク管理の観点で中長期的に重要テーマとなろう。さらに、生物多様性の資金調達ギャップを埋めるには、従来の資金源や枠組みに留まらない新たな資金モデルが求められる。金融機関が投資家に対し、生物多様性損失によるリスクを伝えるのみならず、投資を通じて生物多様性の保全に間接的に貢献できることを実感してもらうことが、さらなる資金の呼び込みには必要だ。金融機関が主導して、サステナビリティを嗜好する投資家と発行体間の情報連携やコンセンサス醸成を促すことで、新たなファイナンス機会が広がるだろう。

Writer's Profile



小野 亜樹 Aki Ono
金融デジタルビジネスリサーチ部
エキスパートコンサルタント
専門はリテール金融
focus@nri.co.jp